# 4 普天間飛行場移設問題関係資料

# (1) 普天間飛行場移設問題の経緯

年月日	事項
H 7 . 9 . 4	・米兵による少女暴行事件発生
10.21	・「基地の整理縮小、地位協定の見直し等を要求する県民総決起大会」が開催され
	た。(参加人員:8万5千人 主催者発表)
11.19	・日米間の新たな協議機関「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」が設置され
	た。
H 8 . 4 .12	・橋本総理とモンデール駐日米国大使が共同記者発表を行い、普天間飛行場の全
	面返還に合意したことを発表した。
4 .15	・SACO中間報告で普天間飛行場の全面返還が合意された。
9.8	・日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票が実施された。(投
	票率 59.53%、 賛成票 89.09% )
12. 2	・SACO最終報告(今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能
	となった後、普天間飛行場を返還する。)
H 9 . 8 . 4	・キャンプ・シュワブ沖において政府によるボーリング調査が開始された。
10.2	・普天間飛行場返還に伴う海上ヘリポート建設の是非を問う名護市民投票条例が
	修正可決された。(4者択一方式)
11.5	・海上へリポート政府基本案が県及び名護市に提示された。
12.21	・名護市民投票条例が実施され、反対票が賛成票を上回る。
	・条件付き反対票を含む反対票 16,639 票(52,85%)
	・条件付き賛成票を含む賛成票 14,267 票(45,3%)
12.25	・比嘉名護市長がヘリポート建設の受け入れ及び市長辞任を表明した。
H10.2.6	・大田知事が政府の海上ヘリポート案について反対を表明
2.8	・比嘉名護市長の辞任に伴う選挙が行われ、岸本建男氏当選
11.15	・任期満了に伴う県知事選挙で稲嶺惠一氏当選
H11.3.1	・総務部知事公室に普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策室を設置
8 .21	・宜野湾市議会で「普天間飛行場の移設先早期決定に関する意見書」が採択され
	た。
10.15	・県議会で「普天間飛行場の早期県内移設に関する要請決議」が採択された。
11.19	・沖縄政策協議会が開催され、北部地域の振興、普天間飛行場移設先及び周辺地
	域の振興等の政府方針が了承された。
11.22	・県は、普天間飛行場の移設候補地として「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺
	野古沿岸域」を公表し、名護市に理解と協力を要請した。
11.24	・県は、国に対し移設候補地選定について通知するとともに、移設に当たって整
	備すべき条件を提示した。
12.23	・名護市議会で「普天間飛行場の名護市辺野古沿岸域への移設整備促進決議」が
	採択された。
12.27	・名護市長が代替施設受け入れを容認するとともに受け入れのための基本条件を
	提示した。
12.28	・「普天間飛行場の移設に係る政府方針」が閣議決定された。

年月日	事項
H12. 2.10	・「北部振興協議会」、「移設先及び周辺地域振興協議会」が設置された。
5 .31	・「跡地対策準備協議会」設置された。
8 .25	・「代替施設協議会」が設置され、第1回会合が開催された。
10.3	・第2回代替施設協議会が開催された。
10.31	・第3回代替施設協議会が開催された。
11.21	・代替施設の使用協定などを協議する実務者連絡調整会議が設置された。
11.29	・第4回代替施設協議会が開催された。
H13. 1 .16	・第5回代替施設協議会が開催された。
3 . 6	・第6回代替施設協議会が開催された。
6.8	・第7回代替施設協議会が開催された。
12.27	・第8回代替施設協議会が開催された。
H14.7.29	・第9回代替施設協議会が開催され、普天間飛行場代替施設基本計画案が決定さ
	れた。
	・政府において普天間飛行場代替施設基本計画が決定された。
	・代替施設の使用協定に係る基本合意書の署名が行われた。
11.17	・任期満了に伴う県知事選で現職の稲嶺惠一氏が再選された。
H15. 1 .28	・「代替施設建設協議会」が設置され、第1回会合が開催された。

## (2) 代替施設協議会の経緯

第1回協議会:(平成12年8月25日)

普天間飛行場代替施設の規模、工法、具体的建設場所、その他代替施設の基本計画の策定に必要な事項について協議すること、また、協議にあたっては、安全環境面に十分留意することなどが了承された。

第2回協議会:(平成12年10月3日)

県から、軍民共用飛行場としての民間機能の位置づけについて説明し、運輸省(現「国土交通省」)の知見も得ながら引き続き関係機関で検討を深めていくことが確認された。また、ジュゴンの生息状況の予備的調査について、防衛庁が、実施することが了承された。

第3回協議会:(平成12年10月31日)

「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」の地形・藻場やサンゴ等の分布状況について、防衛庁から説明があり、経年変化が予想されるサンゴと藻場について、沿岸を中心とした周辺地域の状況を含め、補足調査を実施することが了承された。

第4回協議会:(平成12年11月29日)

航空機騒音をはじめとする生活環境等について防衛庁から説明があり、代替施設の具体的建設 場所等の検討にあたっては、自然環境や生活環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限努力を行うとの基本方針に基づき検討を行うことが確認され、これに関連して、米軍ヘリコプターによる現地試験飛行を実施することが了承された。さらに、今後、協議される工法について、部外団体へ作業依頼することが了承された。

第5回協議会:(平成13年1月16日)

代替施設の各工法の概要について防衛庁より説明があった。工法の詳細について、部外団体へ 委託しており、その結果を関係機関の協力を得て整理の上、防衛庁が説明することが承認された。 第6回協議会:(平成13年3月6日)

ジュゴンの予備的調査やサンゴ・藻場等の補足調査の結果報告のほか、代替施設の規模や具体 的な検討にあたっての留意事項等について意見交換を行った。

第7回協議会:(平成13年6月8日)

3 工法 8 案が防衛庁から提示された。検討資料に関する地元説明については、防衛庁が中心になって関係機関の協力の下、できるだけ対応していくこと、基本計画の策定とは別に全般的なジュゴン保護対策を検討していくため、環境省において関係省庁及び沖縄県の協力の下、その調査実施に向け検討を進めることが了承された。

第8回協議会:(平成13年12月27日)

第7回で防衛庁より示された3工法8案について、県より、名護市等地元の意見も踏まえた県の考え方を報告し、名護市、宜野座村、東村からは地元における意見集約の状況等が報告された。 これらを受け、本協議会の今後の取り組みとして、「代替施設基本計画主要事項に係る取扱い方針」 が了承された。

第9回協議会:(平成14年7月29日)

代替施設の規模、工法、具体的建設場所及び環境対策を定めた基本計画案が決定された。

今後は、基本計画に基づく建設及びその後の運用段階においても、地域の住民生活に著しい影響を及ぼさないよう取り組む必要があり、また、代替施設の使用に関する協定及び環境問題についての定期的なフォローアップを行う必要もあることから、県としては、国に対して新たな協議機関の設置を求めた。

## (3) 代替施設建設協議会の経緯

第1回協議会:(平成15年1月28日)

代替施設建設協議会設置要綱が了承され、普天間飛行場代替施設について地域の住民生活及び 自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行いつつその円滑な建設を推進す ることを目的とする協議会が設置された。

また、代替施設の使用協定については、実務者連絡調整会議において、本協議会への報告を念頭に置いて、引き続き協議を進めることとされた。

さらに、防衛庁より、環境影響評価、護岸構造にかかる技術検討、現地技術調査など代替施設 建設に係る当面の取組について報告が行われ、今後、防衛庁において、地元地方公共団体による 地元説明等に協力しつつ、地域住民の生活環境及び自然環境に十分配慮しながら、これを進める こととされた。

## (4) 実務者連絡調整会議の経緯

#### 第1回

月 日:平成12年11月21日(火) 場 所:那覇防衛施設局(沖縄)

議 題:(1) 実務者連絡調整会議設置要綱について

(2) 今後の取り組みについて

### 第2回

月 日:平成13年2月1日(木) 場 所:防衛施設庁(東京)

議 題:(1) 実務者連絡調整会議設置要綱の改正について

(2) 代替施設の使用に関する協定について

(3) 名護市内の既存の米軍施設・区域に関する事項について

#### 第3回

月 日:平成13年3月6日(火)

場 所:防衛施設庁(東京)

議 題:名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について

## 第4回

月 日:平成13年3月30日(金) 場 所:那覇防衛施設局(沖縄)

議 題:名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について

・爆発物処理場の移設先地調査の検討結果報告

・地元説明資料について

## 第5回

月 日:平成13年5月29日(火) 場 所:那覇防衛施設局(沖縄)

議 題:名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について

#### 第6回

月 日:平成13年12月26日(水)

場 所:防衛施設庁(東京)

議 題:名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について

・辺野古弾薬庫の危険区域の問題について

・キャンプ・シュワブの兵站地区に現存するヘリポートの普天間飛行場代替施設へ の移設について

・大浦湾上空におけるヘリコプター飛行訓練に係る騒音及びキャンプ・シュワブから他の施設への移動に係るヘリコプター騒音の実態調査について

## 第7回

月 日:平成14年7月29日(月)

場 所:グランドヒルホテル市ヶ谷(東京)

議 題:普天間飛行場代替施設に関する使用協定に係る事項について

・代替施設の使用協定に係る基本合意書(案)について

### (5) 普天間飛行場の移設候補地選定にかかる御協力について

(平成11年11月22日、名護市長あて県知事依頼)

総 返 第 250 号 平 成11年11月22日

名 護 市 長 岸 本 建 男 殿

沖縄県知事稲嶺惠一

#### 普天間飛行場の移設候補地選定にかかる御協力について(依頼)

貴職におかれましては、平素から本県の基地行政について御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県としては、普天間飛行場を含め、本県の米軍基地の整理縮小については、まず、「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」の合意事案を着実に実施することが、より現実的で実現可能な方法であると認識しています。

普天間飛行場については、市街地の中心部にあって市民生活に深刻な影響を与えていることや、飛行場及びその周辺部が重要な開発拠点となっていることから、早期に返還させる必要があります。

このため、同飛行場の県内移設に向けて、別紙「移設候補地選定についての基本的考え方」のとおり、様々な観点から検討を行い、移設候補地を選定する作業を行ってきたところ、「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」が移設候補地として適切であると判断いたしました。

県としては苦渋の選択であり、名護市民の皆様方には新たな負担をお願いすることになり、心の痛む思いがしております。国に県の考え方を提示するに際しては、地域住民の生活に十分配慮するとともに自然環境への影響を極力少なくすることなど4項目の「移設にあたって整備すべき条件」を国に求めることにしております。

普天間飛行場の移設問題は、緊急性の高い懸案事項であり、沖縄の将来にかかわる極めて重要な課題であること、また、同飛行場の返還は長年にわたる県民の大きな願いであることを斟酌され、貴市のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

別 紙

## 移設候補地選定についての基本的考え方

県の基本的な考え方としては、戦後50年余も過重な基地負担を背負い続けた県民の厳しい歩みと今なお全国の米軍専用施設面積の約75%が沖縄に集中する現状を考慮すると、米軍基地の整理・縮小を図るため、具体的な解決方策を示すことは、県政をあずかる者の責務であると考えております。

普天間飛行場は市街地の中心部にあり、また飛行場及びその周辺部が重要な開発拠点となっていることから、一日も早く動かす必要があり、宜野湾市をはじめ県からもあらゆる機会を通して日米両国政府に返還を求めてまいりました。その結果「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」の報告で返還が合意されたものであります。

市街地の中心部にあり市民生活に深刻な影響を与えている普天間飛行場を一日も早く返還するとい

うことが、問題の原点であると深く認識しています。

普天間飛行場の無条件返還は県民の願いでありますが、現在の国際情勢下においては、厳しい状況にあり、この主張のままでは展望が開けず、市街地の中心部にある普天間飛行場がいつまでも動かないことになります。

県としては、SACOの合意に基づき、普天間飛行場の県内移設を受け入れることが、普天間飛行場の返還を実現させる、現実的な選択肢であると考えております。

移設候補地の選定にあたっては、

米軍基地の整理・縮小を図るものであること

住民の安全が確保され、騒音等の影響が軽減されること

建設される空港は、民間航空機が就航できる滑走路を有するもので、将来にわたって地域及び県 民の財産となるものであること

県土の均衡ある発展を図る観点から地域の活性化に資するもので、県民の利益につながるもので あること

の4項目の基本方針を設定して移設候補地の検討を行い、これらの方針に適した場所を総合的に判断して、「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」が適しているとの結論に達した次第であります。

県としては、移設にともなう住民生活への影響については、航空機の離発着時において、集落への 騒音を軽減できることや海域に飛行訓練ルートを設定することにより、移設先及び周辺地域への騒音 の影響を軽減できると考えております。建設場所や工法の決定については、今後、国において、各種 調査等を実施し、住民生活や環境に著しい影響が及ばないよう、特別な配慮がなされるべきものと考 えております。

また、国に県の案を提示するに際して、「移設にあたって整備すべき条件」として、次の4項目を国 に求めることにしております。

まず第一は、普天間飛行場の移設先及び周辺地域の振興、並びに跡地利用については、実施体制の整備、行財政上の措置について立法等を含め特別な対策を講じることであります。

第二は、代替施設の建設については、必要な調査を行い、地域住民の生活に十分配慮するとともに 自然環境への影響を極力少なくすることであります。

第三は、代替施設は、民間航空機が就航できる軍民共用空港とし、将来にわたって地域及び県民の財産となり得るものであることであります。

第四は、米軍による施設の使用については、15年の期限を設けることが、基地の整理・縮小を求める県民感情からして必要であること。

以上の4項目につきまして、国において実施されるよう求めていくこととしています。

また、日米地位協定に関し、日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の起訴前の拘禁、公務外の米軍人等が起こした事件・事故による補償問題並びに航空機騒音及び環境保護に関する国内法の適用等について改善を行うよう求める他、米軍基地の使用や維持・管理、米軍人・軍属との婚姻等によって生ずるさまざまな問題についても善処されるよう国に求めるとともに、普天間飛行場の移設を契機にさらなる米軍基地の整理・縮小を求めていきたいと考えています。

もとより基地は、住民生活にも影響を与えるものであり、新たな基地を受け入れることについては、 市として重い決断を迫られることになります。

このことから、移設先及び周辺地域の振興策につきましては、県の責任と役割を強く自覚しており、 県において名護市のご意見を伺いながらまとめていき、地域振興が確実に実現するよう、あらゆる努力を尽くす決意であります。

このことについては、去る11月19日に開かれました沖縄政策協議会において、普天間飛行場の移設 先の振興策について総合的な視点から取り組むことの必要性や地元の要望を踏まえた具体的な事業を 着実に推進するための国、県、地元の一体的な仕組みが必要であると申し上げたところ、国から、具体化に向けて取り組むとの明確な対処方針が示されております。

名護市民の皆様に新たな負担をお願いすることになり、県としては心の痛む思いがしております。 県民の願いである基地の整理・縮小を図るため、ご理解いただきますよう衷心よりお願いするもので あります。

## (6) 普天間飛行場の移設候補地の選定について

(平成11年11月24日、内閣総理大臣あて県知事通知)

総 返 第 251 号 平 成11年11月24日

内閣総理大臣

小 渕 恵 三 殿

沖縄県知事稲嶺惠一

## 普天間飛行場の移設候補地の選定について(通知)

貴職におかれましては、本県の基地問題の解決をはじめ振興開発の全般にわたって日頃から格別の 御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、懸案となっております普天間飛行場の移設問題については、県として移設候補地を選定する 作業を行ってきたところ、「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」が適切であると判断しま したので、その旨お伝えいたします。

なお、移設候補地が所在する名護市に対しては、平成11年11月22日に県の考え方を説明し、理解と協力を賜るようお願いしたところであることを申し添えます。

その際、名護市から、住民生活に著しい影響を及ぼす施設は受け入れ難い旨の発言がありましたので、国においては、地元の意向を最大限に反映させ、具体的な建設場所や工法等に特別な配慮がなされるよう県からもお願いいたします。

また、本県における過重な米軍基地の負担を考慮し、移設にあたっては、下記の事項の実現に関し 具体的な方策が講じられるよう求めるものであります。

また、日米地位協定に関し、日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の起訴前の拘禁、公務外の米軍人等が起こした事件・事故による補償問題並びに航空機騒音及び環境保護に関する国内法の適用等について改善を行うよう求める他、米軍基地の使用や維持・管理、米軍人・軍属との婚姻等によって生ずるさまざまな問題についても善処されるよう求めるものであります。

さらに、50年余も過重な基地負担を背負ってきた県民に応えるため、市町村の意向を踏まえ、県民の理解と協力を得ながら、さらなる米軍基地の計画的、段階的な整理・縮小に取り組まれるようお願いいたします。

あわせて、県政の重要課題である北部振興策について、特別なご支援をお願いします。

記

1. 普天間飛行場の移設先及び周辺地域の振興、並びに跡地利用については、実施体制の整備、行財

政上の措置について立法等を含め特別な対策を講じること。

- 2.代替施設の建設については、必要な調査を行い、地域住民の生活に十分配慮するとともに自然環境への影響を極力少なくすること。
- 3.代替施設は、民間航空機が就航できる軍民共用空港とし、将来にわたって地域及び県民の財産と なり得るものであること。
- 4.米軍による施設の使用については、15年の期限を設けることが、基地の整理・縮小を求める県民感情からして必要であること。

## (7) 普天間飛行場の移設候補地選定にかかる協力について

(平成11年12月27日、県知事あて名護市長回答)

名 市 室 第 9 号 平成 11 年 12 月 27 日

沖縄県知事稲 嶺 惠 一 殿

名護市長 岸 本 建 男

## 普天間飛行場の移設候補地選定にかかる協力について(回答)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 11 年 11 月 22 日付け総返第 250 号にて貴職よりご依頼のありました標記の件につきましては、これまで慎重に検討してまいりました。

沖縄の米軍基地が、わが国の安全保障のうえで、あるいはアジア及び世界の平和維持のために不可欠であるというのであれば、日本国民が等しく引き受けるべきものであります。

しかし、どの県もそれをなす意志はなく、またそのための国民的合意は形成されず、米軍基地の国内分散移転の可能性は全くないというのが現状です。

このような状況で、沖縄県民が基地の移設先を自らの県内に求め、名護市民にその是非が問われていることについて、日本国民はこのことの重大さを十分認識すべきであると考えるものであります。

名護市には、すでに広大な米軍基地があり、これ以上の軍事施設の機能強化は許容できないという 多くの市民の意見があることも承知しております。

しかし、沖縄における基地問題の長い歴史と諸般の情勢に鑑み、普天間飛行場の代替施設の受け入れについて容認することとしました。

容認にあたっては、安全性の確保、自然環境への配慮、既存の米軍施設等の改善、日米地位協定の 改善及び当該施設の使用期限、基地使用協定、基地の整理・縮小、持続的発展等の前提条件が履行さ れる必要があり、このような前提が、確実に実施されるための明確で具体的な方策が明らかにされな ければ、移設容認を撤回する考えであります。

なお、普天間飛行場返還に伴う代替施設(ヘリコプター基地)等の受け入れについての考え方並びに基本条件、県に対する要望事項につきましては、別紙のとおりでありますので、貴職におかれましても本市の考え方をご理解いただき実現方強く要望いたします。

## 普天間飛行場返還に伴う代替施設(ヘリコプター基地)等の受け入れについて

私は、市長に就任したときから、普天間基地移設の問題が名護市の重要課題であると考え、この2年間市政運営にあたってまいりました。

そしていま、この課題に対して最終的な結論を示さなければならない時が来たと思っております。 名護市への基地移設を拒否すべきか、容認すべきかということは、私のこれまでの人生で最も困難な 選択であります。

沖縄の米軍基地が、わが国の安全保障のうえで、あるいはアジア及び世界の平和維持のために不可欠であるというのであれば、基地の負担は日本国民が等しく引き受けるべきものであります。

しかし、どの県もそれをなす意志はなく、またそのための国民的合意は形成されず、米軍基地の国内分散移設の可能性は全くないというのが現状です。

このような状況で、沖縄県民が基地の移設先を自らの県内に求め、名護市民にその是非が問われていることについて、日本国民はこのことの重大さを十分に認識すべきであると考えるものであります。

名護市には、すでに広大な米軍基地があり、これ以上の軍事施設の機能強化は許容できないという 多くの市民の意見があることも承知しております。

しかし、沖縄における基地問題の長い歴史と諸般の情勢に鑑み、私はこのたびの普天間飛行場の代替施設の受け入れについて、これを容認することを表明致します。

そのためには、多くの前提条件(別添)が必要であります。

基本的には、住民生活に著しい影響を及ぼさないことであり、それを保証するものとして日本政府 と名護市が、基地の使用協定を締結することであります。

また、自然環境への影響をできるだけ小さくする施設計画であることも必要な条件です。

さらに、移設にかかわる地元地域とその周辺地域及び北部地域の振興について、政府と県が責任を 持って支援していくことであります。

このような前提が、確実に実施されるための明確で具体的な方策が明らかにされなければ、私は移 設容認を撤回するものであることを市民の皆様にお約束し、容認の意志を表明するものであります。

平成11年12月27日 名護市長 岸 本 建 男

別添

普天間飛行場返還に伴う代替施設(ヘリコプター基地)等の受け入れのための基本条件

#### 1 安全性の確保

## (1) 基本計画(設置場所を含む)の策定

当該施設及び関連施設の基本計画策定に当たっては、市民生活に著しい影響を与えない施設計画を策定するとともに、位置の選定に当たっては、地元住民の意向を尊重する。また、航空機騒音や航空機の運用に伴う事故防止等生活環境や安全性、自然環境への影響等については、国において、客観的な判断ができる適切な協議機関等を設置する

### (2) 機能及び規模

SACO最終報告における普天間飛行場代替施設及び民間空港の機能及び規模については、安全性や自然環境などに配慮した最小限のものとする

### (3) 実施体制の確立

当該施設及び関連施設の基本計画の策定及び建設については、国、沖縄県及び名護市との間で

適切な協議機関等を設置する

- 2 自然環境への配慮
  - (1) 環境影響評価を実施するとともに、その影響を最小限に止め適切な対策を講じる
  - (2) 必要に応じて新たな代替環境を醸成する。そのために必要な研究機関等を設置する
- 3 既存の米軍施設等の改善
  - (1) キャンプ・シュワブ内の廃弾処理については、市民生活への影響に配慮し、その対策を講じる
  - (2) 辺野古弾薬庫の危険区域内に国道 329 号が現存することについては、その安全対策を講じる
  - (3) キャンプ・シュワブ内の兵站地区に現存するヘリポートは、普天間飛行場代替施設運用開始時までに同施設へ移設する
- 4 日米地位協定の改善及び当該施設の使用期限
  - (1) 日米地位協定については、懸案事項を含め諸課題について改善を行う
  - (2) 当該施設の使用期限については、基地の整理・縮小を求める観点から、15 年の使用について具体的な取り組みを行うものとする
- 5 基地使用協定
  - (1) 基地使用協定については、地域の安全対策及び基地から発生する諸問題の対策等を講じるため、飛行ルート、飛行時間の設定、騒音対策、航空機の夜間飛行及び夜間飛行訓練、廃弾処理等既存施設・区域の使用に関する対策、その他環境問題、基地内への自治体の立ち入り等地方自治体の意見を反映した内容で、国と名護市との間で協定を締結し、沖縄県が立ち会うものとし、定期的な見直しを行う
  - (2) 移設先及び周辺地域の住民生活に著しい影響を及ぼさないよう、国、沖縄県及び名護市で必要な協議をするため、適切な協議機関等を設置する
  - (3) 環境問題については、定期的にチェックし調査結果を報告する
- 6 基地の整理・縮小

過重な基地負担を軽減するため、地域の理解を得ながら、さらなる米軍基地の計画的、段階的な 整理・縮小が必要であり、実現に向けて取り組む

7 持続的発展の確保

第14回沖縄政策協議会で了解された事項について、確実に実施する

(8) 普天間飛行場の移設に係る政府方針

(平成11年12月28日閣議決定)

## 普天間飛行場の移設に係る政府方針

平成11年12月28日 閣 議 決 定

政府においては、沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するため、「沖縄に関する特別行動委員会」(以下「SACO」という)最終報告の着実な実現に向けて、全力で取り組んできたところである。

SACO 最終報告において大きな課題となっている普天間飛行場の移設・返還について、平成 11 年 11 月 22 日、沖縄県知事は移設候補地を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とする旨表明 し、更に 12 月 27 日、名護市長から同飛行場代替施設に係る受け入れの表明が行われた。

こうした中で、沖縄県及び地元から、住民生活や自然環境への特別の配慮、移設先及び周辺地域の

振興、沖縄県北部地域の振興及び駐留軍用地跡地の利用の促進等の要請が寄せられてきたところである。

政府としては、こうした経緯及び要請に基づき、本件に係る 12 月 17 日の第 14 回沖縄政策協議会の 了解を踏まえつつ、今後下記の方針に基づき取り組むこととする。

記

#### 普天間飛行場代替施設について

普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という)については、軍民共用空港を念頭に整備を図ることとし、米国とも緊密に協議しつつ、以下の諸点を踏まえて取り組むこととする。

## 1.基本計画の策定

建設地点を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とし、今後、代替施設の工法及 び具体的建設場所の検討を含めて基本計画の策定を行う。基本計画の策定に当たっては、移設先 及び周辺地域(以下「地域」という)の住民生活に著しい影響を与えない施設計画となるよう取 り組むものとする。

代替施設の工法及び具体的建設場所については、地域住民の意向を尊重すべく、沖縄県及び地元地方公共団体とよく相談を行い、最善の方法をもって対処することとする。

## 2. 安全・環境対策

#### (1) 基本方針

地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行うものとする。

### (2) 代替施設の機能及び規模

代替施設については、SACO最終報告における普天間飛行場移設に伴う機能及び民間飛行場としての機能の双方の確保を図る中で、安全性や自然環境に配慮した最小限の規模とする。

#### (3) 環境影響評価の実施等

環境影響評価を実施するとともに、その影響を最小限に止めるための適切な対策を講じる。 必要に応じて、新たな代替環境の積極的醸成に努めることとし、そのために必要な研究機関 等の設置に努める。

#### (4) 代替施設の使用に関する協定の締結

地域の安全対策及び代替施設から発生する諸問題の対策等を講じるため、 飛行ルート、 飛行時間の設定、 騒音対策、 航空機の夜間飛行及び夜間飛行訓練、廃弾処理等、名護市に おける既存施設・区域の使用に関する対策、 その他環境問題、 代替施設内への地方公共団 体の立入りにつき、地方公共団体の意見が反映したものとなるよう、政府は誠意をもって米国 政府と協議を行い、政府関係当局と名護市との間で協定を締結し、沖縄県が立ち会うものとす る。

## (5) 協議機関等の設置

代替施設の基本計画の策定に当たっては、政府、沖縄県及び地元地方公共団体の間で協議機関を設置し、協議を行うこととする。

また、航空機騒音や航空機の運用に伴う事故防止等、生活環境や安全性、自然環境への影響等について、専門的な考察による客観的な分析・評価を行えるよう、政府において、適切な体制を確保することとする。

#### (6) 実施体制の確立

代替施設の基本計画に基づく建設及びその後の運用段階においても、適切な協議機関等を設置し、地域の住民生活に著しい影響を及ぼさないよう取り組むこととする。また、協議機関に

おいては、代替施設の使用に関する協定及び環境問題についての定期的なフォローアップを行うこととする。

#### 3.使用期限問題

政府としては、代替施設の使用期限については、国際情勢もあり厳しい問題があるとの認識を有しているが、沖縄県知事及び名護市長から要請がなされたことを重く受け止め、これを米国政府との話し合いの中で取り上げるとともに、国際情勢の変化に対応して、本代替施設を含め、在沖縄米軍の兵力構成等の軍事態勢につき、米国政府と協議していくこととする。

#### 4. 関連事項

(1) 米軍施設・区域の整理・統合・縮小への取組

沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するため、県民の理解と協力を得ながら、SACO 最終報告を踏まえ、さらなる米軍施設・区域の計画的、段階的な整理・統合・縮小に向けて取 り組む。

(2) 日米地位協定の改善

地位協定の運用改善について、誠意をもって取り組み、必要な改善に努める。

(3) 名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項

キャンプ・シュワブ内の廃弾処理については、市民生活への影響に配慮し、所要の対策について取り組む。

辺野古弾薬庫の危険区域の問題について取り組む。

キャンプ・シュワブ内の兵站地区に現存するヘリポートの普天間飛行場代替施設への移設に ついては、米国との話し合いに取り組む。

地域の振興について

1. 普天間飛行場移設先及び周辺地域の振興

代替施設の受入れに伴い新たな負担を担うこととなる地域の振興については、平成 11 年 12 月 17 日の第 14 回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙 1 の方針により、確実な実施を図ることとする。(別紙 1 省略)

2.沖縄県北部地域の振興

沖縄県北部地域の振興については、上記第 14 回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙 2 の方針により、確実な実施を図ることとする。(別紙 2 省略)

3 . 駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等

沖縄における駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等については、上記第 14 回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙 3 の方針により、確実な実施を図ることとする。(別紙 3 省略)

## (9) 普天間飛行場代替施設の基本計画について

(平成14年7月30日、県知事あて沖縄及び北方対策担当大臣通知)

府政沖第359号 平成14年7月30日

沖縄県知事

稲嶺惠一殿

沖縄及び北方対策担当大臣 尾 身 幸 次

普天間飛行場代替施設の基本計画の決定について(通知)

標記について、別添のとおり決定したので通知する。

以 上

添付書類:普天間飛行場代替施設の基本計画について

## 普天間飛行場代替施設の基本計画について

平成14年7月29日

「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成 11 年 12 月 28 日閣議決定)に基づき、普天間飛行場 代替施設の基本計画を次のとおり定める。

## 1 規模

- (1) 滑走路
  - ア 普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)の滑走路の数は、1本とする。
  - イ 滑走路の方向は、おおむね真方位 N 5 5 ° E とする。
  - ウ 滑走路の長さは、2,000メートルとする。
- (2) 面積及び形状
  - ア 代替施設本体の面積は、最大約184ヘクタールとする。
  - イ 代替施設本体の形状は、おおむね長方形とする。長さ約2,500メートル、幅約730メートルとする。
- 2 工法

代替施設の建設は、埋立工法で行うものとする。

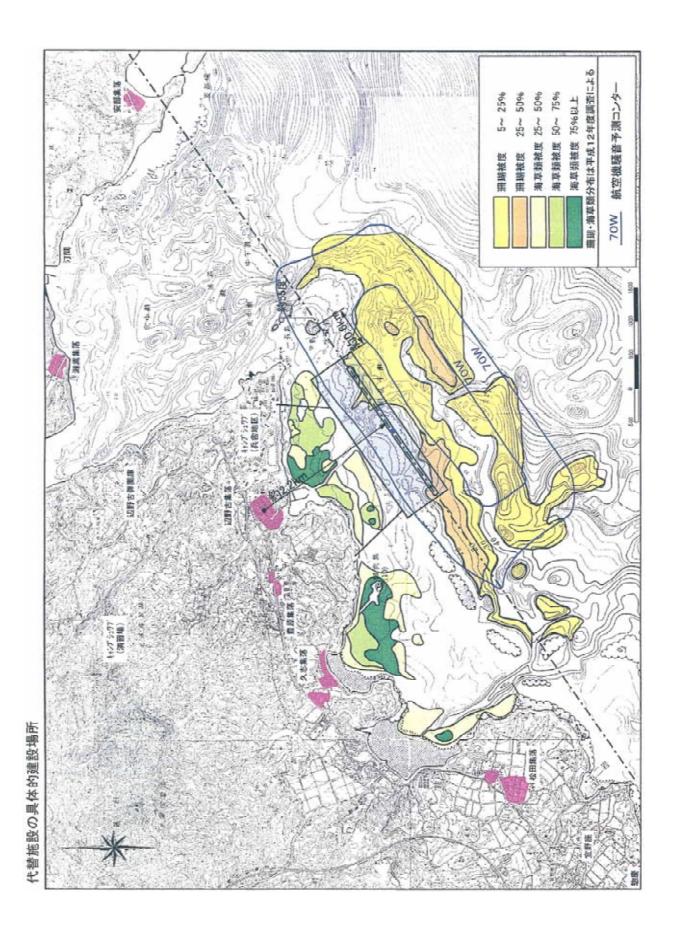
3 具体的建設場所

代替施設の具体的建設場所は、辺野古集落の中心(辺野古交番)から滑走路中心線までの最短距離が約2.2キロメートル、平島から代替施設本体までの最短距離が約0.6キロメートルの位置とする。(別図参照)

なお、同位置については、海底地形調査に基づく設計上の考慮や環境影響評価等を踏まえ、最終的に確定する。

4 環境対策

代替施設の建設に当たっては、環境影響評価を実施するとともに、その影響を最小限に止めるための適切な対策を講じる。



## (10) 代替施設の使用協定に係る基本合意書(平成14年7月29日合意)

#### 代替施設の使用協定に係る基本合意書

沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、外務大臣、沖縄県知事及び名護市長は、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成11年12月28日閣議決定)(以下「政府方針」という。)に基づき、SACO 最終報告における普天間飛行場の移設に伴う機能に関して、日本政府から米国政府に対する普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)の供用に際して締結される代替施設の使用に関する協定(以下「使用協定」という。)は、代替施設がキャンプ・シュワブ水域内とはいえ新たに建設されることから、安全性、騒音及び環境への影響等住民生活への影響を最小限に抑えることを目的として締結するものであり、基本的事項として下記の代替施設の使用に係る措置が含まれることを合意する。

なお、この合意にあたっての基本前提として、政府は、軍民共用飛行場として整備する代替施設の 米軍に供用する施設・区域としての機能については、SACO 最終報告の内容に何ら変更がないことを 確認する。

また、政府は、使用協定の内容について、日米合同委員会等で合意を得るとともに、政府方針に従い、適切な協議機関を設置し、使用協定についての定期的なフォローアップを行うこととする。

使用協定については、環境影響評価など代替施設の整備の進展を踏まえつつ、本合意書を基に協議 を進め、工事着工までに代替施設の使用に係る措置の内容を明確にし、供用開始までに締結する。

使用協定の協議にあたっては、本合意書の趣旨を尊重し、かつ誠意をもって履行しなければならない。

記

- 1 安全対策及び騒音対策
  - (1) 場周・飛行経路の設定
  - (2) 代替施設近傍の高度の規制
  - (3) 飛行時間の規制
  - (4) 日曜等における飛行規制
  - (5) 場周経路内の航空機数の規制
  - (6) 曲技飛行の規制
  - (7) エンジンテスト時間の規制
  - (8) 消音装置の設置及び使用
  - (9) 航空管制塔員の監視
  - (10)騒音防止措置に係る教育
- 2 環境対策
  - (1) 環境保護に係る対策(植裁等を含む。)
  - (2) 環境保護に係る基準
  - (3) 騒音測定器の設置
  - (4) モニタリングの実施
- 3 代替施設への立入
- 4 騒音防止等のための適切な司令部の責任

### 平成14年7月29日

沖縄及び北方対策担当大臣 尾身 幸次 防衛庁長官 中谷 元 外務大臣川口 順子沖縄県知事稲嶺 惠一名護市長岸本 建男

## (11) 代替施設協議会設置要綱

## 代替施設協議会設置要綱

平成 12 年 8 月 25 日 改正 平成 13 年 1 月 16 日

(目的)

1 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成 11 年 12 月 28 日閣議決定)に基づき、普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)の基本計画の策定に当たって、政府、沖縄県及び地元地方公共団体の間で協議するため、代替施設協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (協議内容)

- 2 協議会では、次の事項について協議する。
  - (1) 代替施設の規模、工法及び具体的建設場所
  - (2) その他代替施設の基本計画の策定に必要な事項

#### (構成員等)

3 協議会の構成員は、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、外務大臣、国土交通大臣、沖縄県 知事、名護市長、東村長及び宜野座村長とする。

ただし、協議会において環境に係る課題を協議する際には、環境大臣の出席を求めるものとする。 (会議の主宰)

4 協議会は、沖縄及び北方対策担当大臣が主宰する。

#### (連絡会議)

5 協議会に連絡会議を置く。連絡会議は、内閣官房副長官(事務)が主宰し、内閣府審議官(沖縄 担当)がこれを補佐する。連絡会議の構成員は、別紙のとおりとする。(別紙省略)

## (事務局)

- 6 協議会の事務は、関係省庁、沖縄県及び地元地方公共団体の事務当局の協力を得て、内閣官房と の連携の下に内閣府において処理する。
- 7 その他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## (12) 代替施設建設協議会設置要綱

## 代替施設建設協議会設置要綱

平成 15 年 1 月 28 日

#### (目的)

1.「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成 11 年 12 月 28 日閣議決定)及び「普天間飛行場代替施設の基本計画」(平成 14 年 7 月 29 日決定)を踏まえ、普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)について、地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行いつつその円滑な建設を推進することを目的として、代替施設建設協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (協議内容)

2.協議会は、環境影響評価、設計、施工等代替施設の建設に係る事業及び「代替施設の使用協定に係る基本合意書」(平成 14 年 7 月 29 日署名)に基づく取組の進捗状況について報告を受けるとともに、これに関連して所要の協議を行う。

#### (構成員等)

3.協議会の構成員は、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、外務大臣、国土交通大臣、沖縄県 知事、名護市長、東村長及び宜野座村長とする。

ただし、協議会において環境に係る課題を協議する際には、環境大臣の出席を求めるものとする。

#### (会議の主宰)

4.協議会は、沖縄及び北方対策担当大臣が主宰する。

#### (連絡会議)

5.協議会に連絡会議を置く。連絡会議は、内閣官房副長官(事務)が主宰し、内閣府審議官(沖縄担当)がこれを補佐する。連絡会議の構成員は、別紙のとおりとする。(別紙省略)

#### (事務局)

- 6.協議会の事務は、関係省庁、沖縄県及び地元地方公共団体の事務当局の協力を得て、内閣官房と の連携の下に内閣府において処理する。
- 7. その他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## (13) 実務者連絡調整会議設置要綱

## 実務者連絡調整会議設置要綱

### (目的)

1 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成 11 年 12 月 28 日閣議決定)に盛り込まれている代替施設の使用に関する協定及び名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について協議するとともに、関係者の連絡を密にするため、実務者連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を設置する。

## (協議内容)

- 2 連絡調整会議では、上記閣議決定にある次の事項について協議する。
  - (1) 代替施設の使用に関する協定に係る事項
  - (2) 名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項

#### (構成員等)

3 連絡調整会議の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、必要に応じ、構成員以外の職員が出席することができる。

#### (議長)

4 連絡調整会議の議長は、那覇防衛施設局施設部長とする。

### (事務局)

5 連絡調整会議の事務は、関係省庁及び沖縄県の協力を得て、那覇防衛施設局及び名護市に事務局 を置き、相互に連携して処理に当たる。

#### (その他)

6 連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、連絡調整会議が定める。

## (施行日)

7 この要綱は平成 12 年 11 月 21 日から施行する。

## 実務者連絡調整会議構成員

## (関係省庁)

防衛施設庁那覇防衛施設局施設部長

防衛施設庁施設部施設企画課沖縄対策室長

防衛施設庁普天間飛行場全面返還等問題対策本部事務局整備計画室長

外務省沖縄事務所副所長

外務省北米局日米安全保障条約課日米地位協定室長

内閣府政策統括官(沖縄担当)付参事官(沖縄総合調整)

(自治体)

名護市企画部長

沖縄県総務部知事公室普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策室長

(平成13年2月1日現在)

## (14) 普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策会議設置要綱

## 普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県部内協議機関設置規程(昭和61年沖縄県訓令第7号)第2条の規定に基づき、普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策会議(以下「対策会議」という)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、普天間飛行場及び那覇港湾施設の返還問題に関する協議、調整等を行う。

(組織)

- 第3条 対策会議は議長、副議長及び委員をもって組織する。
- 2 議長は、総務部知事公室を担当する副知事をもって充て、副議長は他の副知事をもって充てる。
- 3 委員は、別表1のとおりとする。

(議長及び副議長)

- 第4条 議長は、対策会議の事務を総括する。
- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 対策会議の会議は、議長が必要に応じて招集し、議長が主宰する。
- 2 議長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 対策会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、対策会議を補佐し、対策会議に提示する事項について協議調整する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事で構成する。
- 4 幹事長は、知事公室次長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表2のとおりとする。
- 6 幹事会は、幹事長が招集する。

(庶 務)

第7条 対策会議の庶務は、総務部知事公室普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策室において処理する。

## (補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

## 別 表 1

委	員	
政策調整監		
技	監	
総 務	部長	
知事と	<b>公室長</b>	
企画開	<b>月発部長</b>	
文化環	環境部長	
農林才	〈産部長	
商工党	分働部長	
土木建築部長		

## 別 表 2

幹	事
総務部次	長
知事公室	次長
企画開発	部次長
文化環境	部次長
農林水産	部次長
商工労働	部次長
土木建築	部次長